

睦見守り隊設置規約

1 目的及び設置

高齢者の一人暮らし世帯、夫婦二人暮らし世帯の生活支援、避難行動支援を行う為に、随時、自宅訪問して安否確認し、日頃からなんでも相談相手になれる環境づくりに努めて、安心して生活を送られるよう、「支え、助け合い」の自治会をめざすことをもくてきに『睦見守り隊』ボランティア団体を設置する。

2 名称及び位置

名称は睦見守り隊(以下見守り隊という)と称し、位置として、藤沢市遠藤928-13 睦会集会所に置く。

3 業務

本事業は、自治会員高齢者世帯の生活・避難支援等の応援を目的として活動を行う。

4 構成及び任務

見守り隊に次のような役員を置く。

- (1) 隊長 任務は見守り隊の総括責任者。
- (2) 副隊長 任務は隊長の補佐をする。
- (3) 事務局長 任務は隊の連絡事務調整を行う。

5 運営

- (1) 見守り隊の会議運営は役員及び隊員全員で決める。
- (2) 会議は毎月第2火曜日とする。
- (3) 見守り活動は見守り高齢者の担当隊員を決めて見守てゆく。
- (4) 見守り活動報告は毎月の定例会議でおこなう。
- (5) 見守り活動のなかで問題が有った場合は会議のなかで、話し合う。

6 異変時の対応

- (1) 気付いた時は民生委員さんに連絡し支援依頼を受ける。
- (2) 異常時の場合は警察署(110番通報) 消防署(119番通報 救急車要請をする)
- (3) 家に入る時は、警察署・関係機関と協議し立合いのもと立ち入りをする。

7 その他

この規約にこだわらず、自治会が日常的に行っている活動のなかで、特に高齢者を見守り、楽しい生活を送られるよう見守っていきましょう。

この規約は、令和2年2月3日から施行する。